

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 漆原利征委員、8番 澁澤吉明のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は戸井田推進委員より出されております。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
事務局	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
1 番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号409号ですが、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、
	耕作ができないため譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の
	自宅に隣接しています。申請事由は自家消費野菜作付けであり、問題
	ないと思われます。
	受付番号410号ですが、譲渡人は高齢で今後耕作が難しいため譲受人
	へ売買を行うものです。譲受人は、申請地に隣接した土地を購入し、
	住宅を建てる計画です。本申請地はこの土地に隣接しています。申請
	事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないと思われます。
	受付番号411号ですが、譲渡人は、今後の耕作が難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅に隣接して
	います。
	受付番号412号ですが、譲渡人は今後耕作するが難しいことから
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から徒歩数分の
	位置にあります。申請事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないと思
	われます。
	受付番号413号ですが、譲渡人は今後耕作が難しいことから譲受人
	へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から車で十数分の場所
	にします。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思
	われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1 番	受付番号409号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。

	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
2 番	受付番号 4 1 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 農業経営を拡張するためのものであり、決してほかの用途に転用したり、転売転貸は致しません。すべての農地を耕作し、不耕作等により隣地に迷惑をかけないことを誓約致します。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
8 番	受付番号 4 1 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
1 1 番	受付番号 4 1 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 続きまして、受付番号 4 1 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	１．農地取得後は、耕作いたします。
	２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	１）耕作放棄による農地の荒廃　２）耕作目的以外の用途での使用
	３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第１号 農地法第３条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第１号 農地法第３条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第２号)	引き続き、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告
	をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号４１４号は、農家住宅の拡張を行うものです。
	申請者は５人家族でそれぞれが自動車を所有しています。今般、駐車
	スペースの土地を調べたところ、農地であることが分かったため、
	申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から１km以内に位置
	する「第２種農地」と判断しました。
	受付番号４１５号は、自己用住宅を設けるものです。
	申請人が住宅の建て替えを計画したところ、敷地の一部に農地があった
	ため今回申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の
	集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
	第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由
	が住宅敷であるため、農地法施行規則第３３条第４号に規定する
	「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、住宅本体
	敷地面積も５００㎡を超えないものであり、許可相当になるものと
	思われます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
	確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
１０番	受付番号４１４号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読

	いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内で、家族５人で生活しています。家族で車５台を所有しており、住宅敷地内に駐車できるスペースは１台分で、止められても２台がやっとの状態です。父が車を昭和４５年に買うまで、代々親族が車を所有していなかったもので、住宅を建設する際も駐車スペースを考えていませんでした。子どもが車を所有するようになり、徐々にスペースを広げ現在に至っています。農地法違反に関しては父の代から使用していたため、土地の調査依頼を令和６年３月頃にしたときに指摘を受けるまで知りませんでした。子どもたちは通勤に車を使用しており、駐車場はなくてはならないものです。近隣に貸駐車場や非農地がないか探しましたが見つからず、他に駐車スペースが取れないことから、現在利用している違反を是正すべく申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
９番	受付番号４１５号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在母屋について使用できない部分があり、離れで息子と生活しております。現状利用している土地の形態では、今回申請に際してご迷惑をかけてる部分が多くあり、今のままではよくないと思い、是正したく、また母屋を建て替えしなければ、息子共々生活成り立たず、私の年齢的なことも考え、今が最適だと考え建替えを決断いたしました。 現在の建物の状況を考えますと、母屋につきましては敷地を分割し、建替えを行い、残った離れについては建物として残る形になりますが、建築基準法の可分のものでありますので、各々進入路を設け、残地については息子が生活する敷地としたいと考えております。その残地についてですが、建物の老朽化が進み、建替えを考えております。時期としてはまだ先と考えておりますが、現在の入り口として使用している南側の進入路につきましては、一部農地法を違反してる部分があるため、準備ができ次第の農地転用の手続きをいたします。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
５番	農地を違う目的で使う場合、農地転用が必要だと思いますが、これを知らずに使っていたら何か罰則はあるのですか。
事務局	許可を取らずに農地を別の用途に転用している場合、罰則そのものは一応農地法上はございます。ただ罰則を規定してペナルティを科するという例は羽生市農業委員会の中では、私が知る限りはございません。

5 番	違反地を市で調べるようなものではないのですか。
事務局	どちらかというと農地転用の際に調べたら、使っていたところが農地だったと分かったので申請するというのがほとんどです。相続で取得して、土地の謄本見たら農地だと分かり、申請する例もあります。
	ただ、持ち主により違反が判明した場合以外でも、あまりにも悪質な利用をしている場合にこちらから指導することもあります。
5 番	固定資産税に影響はあるのですか。
事務局	固定資産税は現況に基づいてる部分もございますので、さほど大きな
	影響はないのではないかと思います。
議 長	(質疑終了)
(議案第 3 号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに決定いたします。
	引き続き、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告
	をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号 4 1 6 号は、建築条件付売買予定地を設けるものです。
	譲受人は加須市で不動産業を行う法人です。今般、住宅用地として土地
	を探していたところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる
	「第 2 種農地」と判断しました。
	受付番号 4 1 7 号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、実家に近い等の
	条件の合う場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行う
	ものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる
	「第 2 種農地」と判断しました。
	受付番号 4 1 8 号は、自己用住宅を設けるです。
	譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、手狭になって
	きているため土地を探したところ、本申請地を見つけたので申請を
	するものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から 1 km 以内に位置
	する「第 2 種農地」と判断しました。
	受付番号 4 1 9 号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、勤務先の社宅に居住していますが、子どもが大きくなり
	手狭になってきたため、住宅の建築を計画しました。今般、市内の

土地を探したところ、条件に合う土地を見つけたため、申請を行う ものです。
農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から1km以内に位置する 「第2種農地」と判断しました。
受付番号420号は、駐車場の拡張を行うものです。
譲受人は今年10月、本申請地に隣接する農地に駐車場の申請を行い ました。この時の農地ではまだ手狭であるため、さらに敷地拡張を 行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地 の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法 施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に 該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号421号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、現在市外に居住していますが、子供が大きくなり手狭に なってきたため、自宅の建設を計画しました。そこで適切な場所を 探したところ、妻の実家に近い本申請地を見つけたため申請を行う ものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる 「第2種農地」と判断しました。
受付番号422号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、市外の賃貸住宅に居住しています。将来を考え、住宅の建築 を計画しました。今般、条件の合う土地を探したところ、本申請地を 見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地 の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由 が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅 で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も 500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号423号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は、市内の賃貸住宅に居住しています。子供が大きくなり手狭 になったので、住宅の建築を計画しました。今般、条件の合う土地を 探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地 の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由 が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅 で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も 500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号424号は、自己用住宅及び道路後退用地を設けるものです。
譲受人は、市内の賃貸住宅に居住しています。今般、賃貸住宅の貸主 から物件の返還を求められたことから、住宅の建築を計画したところ、 本申請地を見つけたため申請するものです。

	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
	受付番号425号は、農家住宅の拡張を行うものです。
	譲受人は、先ほどの議案第2号で審査した、受付番号414号の申請人と同一になります。申請者は5人家族でそれぞれが自動車を所有しています。今般、駐車スペースの土地を調べたところ、農地であることが分かり、さらに詳しく調べると、進入路の一部も農地であったため申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。
	受付番号426号は、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	6番
	受付番号416号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	建売住宅を建設したく物件を探したところ、土地所有者の方から紹介を受けた場所が、静かで、環境もよく住むには最適と考え、申請するものです。
	続きまして、受付番号417号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	現在、市外のアパートに家族と住んでおります。申請地は、以前は米を作っておりましたが、譲渡人が高齢であり、また、近隣に商業施設があり、近年、宅地化が進み、騒音や土埃を配慮しての耕作は大変であるため、譲っていただけることになりました。他の分譲住宅地も検討しましたが、条件に合わず、申請地は、条件面でも、近隣の状況から感じるお付き合いの面でも最適と考えました。

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
2 番	受付番号 4 1 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の借家に家族と住んでおりますが、手狭になり、広いところへの転居も考えましたが、費用を考えると、定住する住宅を建築した方が、とても経済的であり、将来のことも考えると、最適な時期だと思いました。土地や建物の所有がないため、市街化区域で探してきましたが、条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げて探したところ、コンビニや大型商業施設、病院など近隣施設が充実し、国道に近く交通にも便利で将来を考え安心して暮らしていけると考えました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番	受付番号 4 1 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の社宅に家族と住んでおりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったので、専用住宅の建築を決めました。土地を所有していないので、妻の実家近辺の市街化区域で探しましたが、見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
5 番	受付番号 4 2 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	前回、農地転用の許可をいただいたところだけでは、事業として面積が狭小であり、中古車販売台数を増やすためにも、既存敷地の拡張の申請を行うものです。
	続きまして、受付番号 4 2 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の宿舎に家族と住んでおりますが、転勤も多く、子どもが大きくなり、住居が手狭になったので、専用住宅の建築を決めました。
	妻の実家近辺の市街化区域で探しましたが、見つからず、市街化調整

	区域に広げたところ、申請地を見つけました。駅や小学校も近く、将来何かと便利な場所と考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
3 番	受付番号4 2 2号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に妻と住んでおりますが、親の介護を考え、実家近辺で専用住宅の建設を考えました。妻の希望で、ガーデニングや家庭菜園スペースが確保できる広めの土地を市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけました。駅や保育園・小学校も近く、将来何かと便利な場所と考えております。 続きまして、受付番号4 2 3号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内の賃貸住宅に家族と住んでおりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったので、専用住宅の建築を決めました。生活環境をなるべく変えたくないで、現在住んでいる場所の近辺の市街化区域で探しましたが、見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけました。近隣に駅や保育園・小学校もあり、将来何かと便利な場所と考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
1 番	受付番号4 2 4号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の借家に家族と住んでおりますが、貸主より、仕事の都合で戻りたいので、立ち退いてほしいとの要請がございました。子どもの今後の生活環境や教育環境を充実してあげたいと考え、専用住宅の建築を決めました。土地の選定の条件として、実家ではまだ妻の父が健在であります、一度脳溢血で倒れてから、半身があまり自由が利かない状態になっており、また、妻の祖母もめっきり老いが進んでおり、その面倒を妻の母が見ている状態です。そんな母の姿を見ている妻としては、実家の近くで母の手伝いをしながら娘を育てていきたいという強い気持ちがありました。そこでまず、実家での同居を考えましたが、実家は、祖母と父、母が生活をしているスペースと荷物を置く

	スペースで一杯であり、また老朽化も激しいことから見送らざるを得ませんでした。そこで実家の増築も検討しましたが、既にカースペースと物置があり、増築する余地がなく、こちらも諦めざるを得ませんでした。駐車スペースと子どもの遊べる天然芝スペース、洗濯物を干すスペース、盆栽・ガーデニングスペースを確保できる土地を市街化区域や非農地で探しましたが見つからず、実家近くの祖母の所有している土地での建築を考えました。申請地は、妻の実家の近所にあり、妻の希望通り、実家の父母、祖母の様子を見ながら生活することができます。また、小学校も近く、市街地や商業施設へも行きやすく、通勤もしやすい場所です。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
10番	受付番号425号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 建物建設当時は、車を所有していなかったため道路幅員1.82mで生活していて何も問題なかったですが、昭和45年に車を所有するようになり、また親戚・友達等が車で来ることも多くなり、道路幅員が狭く不便なことから、道路隣接所有者に道路幅を広げるため、当時、親同士で話し合いをして現在に至っています。去年3月ごろ、隣接土地所有者から農地を道路の一部として利用しているので、農地法の許可を受け、買ってもらえないかと相談があり、広げた部分を戻すと生活に支障が出るため、買う方向で考えました。市役所に確認したところ、建築基準法第42条第2項道路ではないと回答を受けました。そのため、現在の住宅敷地に建築物建替等が申請できない状態であることが分かりました。一部農地部分に住宅進入路として砂利敷利用していますが、農地に戻すと車での進入に支障が出ると思われ、違反の是正を含め申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9番	受付番号389号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。

(議案第 4 号)	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第 4 号の審議に入ります。
	(休憩)
	続きまして、議案第 4 号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第 4 号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を 2 週間行い、地域計画の変更となります。
	では、お手元の議案書について説明申し上げます。
議 長	今回の変更地区は、井泉地区でございます。変更理由としては、農業用施設および資材置場確保するために、農地転用前に地域計画から除くための手続きでございます。地域計画からの除外面積は、井泉地区 2, 484 平方メートルです。変更内容についてはお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 4 号 地域計画の策定については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 4 号 地域計画の策定については

	同意することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。
	長屋住宅敷１件でございました。
	報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷３件、駐車場敷１件、建売住宅敷１件でございました。
	報告事項３ 農地法第４条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第４条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。１件でございました。
	報告事項４ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。８件でございました。
	報告事項５ 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました１１月分でございます。４条が３件、５条が７件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	まずは、先月の定例会で、不許可相当の意見が決定した案件の進捗状況を報告いたします。先月の議案で、不許可相当で決定した駐車場の案件ですが、羽生市農業委員会として、不許可相当の意見を付して、県知事への送付が完了しており、現在県の方で審査が行われております。
	現時点で正式に許可処分や不許可処分の決定まではしていない状況ですが、現在の状況を報告いたします。
	次にお手元の資料で、北埼玉地区農業委員会協議会主催の研修会のお知らせです。来年の２月２０日に、昨年度に行われたものと同様の研修会が行われます。場所はパストラル加須になります。出欠については次回の定例会でお聞きしますので、検討の方をお願いします。
	続いて、お手元の電卓付き電子メモをご覧ください。こちらは埼玉県農業会議から配布されました、農業者年金の普及資材になりますので、ご活用ください。
	続いて、来年２月に予定している視察研修についてお知らせです。
	今回の視察研修は、千葉県を予定しています。現在旅行会社と調整中ですが、日程は２月６日か１３日のどちらかで検討しています。次回の定例会で、正式に出欠を取りますので、検討の方をお願いいたします。
	続いて、この後行います懇親会についてです。懇親会の司会進行は、輪番制で幹事の委員さんをお願いしております。今回の幹事の委員さんは、 、 、 にお願いいたします。なお、進行の台本は終了後にお渡ししますので、お待ちいただきますよう、よろしく申し上げます。
	続きまして、農地相談会についてです。

	今月の相談会の担当委員は、齋藤推進委員、久保推進委員となります。
	日程は1月29日木曜日の午後1時30分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月1月の定例農業委員会の日程でございますが、1月26日月曜日
	午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を
	予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和 7 年 1 2 月 2 3 日 会 長 署名委員 署名委員	